



Title	<文献紹介>マルクス・ヴィラシェク著『実践理性 カントにおける行為論および道徳の根拠づけ』 Marcus Willaschek : Praktische Vernunft. Handlungstheorie und Moralbegründung bei Kant, Stuttgart, 1992.
Author(s)	三輪, 秦之
Citation	メタフシカ. 2015, 46, p. 101-107
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/54525">https://hdl.handle.net/11094/54525</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 《文献紹介》

マルクス・ヴィラシェク著

『実践理性 カントにおける行為論および道徳の根拠づけ』

Marcus Willaschek: *Praktische Vernunft. Handlungstheorie und Moralbegründung bei Kant*, Stuttgart, 1992.

## 三輪泰之

### 序論

本書はカントの著作において特に実践の領域で現れる概念を論述する。本書のもっとも特徴的な点を挙げれば、それはこれらの概念を「行為論」(Handlungstheorie)の観点から論述している点である。

カント哲学を行為論的に扱うにあたって主題的に取り上げられるのが「Handlung」の概念である。「Handlung」は物質一般に対して用いられるときは「働き」、理性的存在者としての人間に対して用いられるときは「行為」と訳すが、ヴィラシェクによると、カント哲学における「Handlung」の概念は、やはりたんに人間だけに限られる概念ではない。むしろ「Handlung」は因果性の概念の「派生概念 (Folgebegriff)」(B 108)として、「あらゆる種類の原因と結果の関係」に用いられる (S, 35)。「Handlung」が因果関係にかんして用いられる以上、何よりもまず「カントの行為論は因果論的 (kausalistisch) である」(S, 250)。したがって、カント哲学の行為論的解釈においては行為の因果関係が前面に浮上してくる。

本書の構成としては、行為論的にカント哲学を理解する前提として、最初に行為論における概念の基本的区別などを確認した後、これらの概念に則って実践の領域における概念を包括的に解釈していく。そこで本書の章立ては次のようになる。

第一章 カント的行為論の前提

第二章 経験的現象としての人間の行為

第三章 自由のアンチノミーとその解決：根拠と原因

第四章 行為と道徳

## 第五章 実践理性と主体性

この章立てからみると、第三章以降はそれぞれ「自由」、「道徳」、「主体性」という概念に焦点が当てられて論述が展開されている。本稿で本書の全容を詳しく紹介するのは紙幅の都合上からも難しいから、以下では特に「自由」の概念に焦点を当て、第三章における議論を紹介し、行為論的に見られた自由の概念についての見解を紹介するにとどまりたい。

### 1 カントにおける自由の概念

カント哲学において自由の概念は、まず第三アンチノミーにおいて扱われる。それゆえヴィラシェクも自由の概念を行為論的に解釈するにあたって、まずは第三アンチノミーの記述を手がかりにする。しかし第三アンチノミーの行為論的解釈は、結論としては「否定的な成果に至る」のみである、とヴィラシェク自身は述べる (S, 149)。この点については最後に一言するが、ともあれ、第三アンチノミーについての行為論的解釈が全体的には否定的な成果にしか至らないとしても、その細部については独自の解釈がなされている。以下では、主に本書第三章における第三アンチノミーについての行為論的解釈を見る。

#### 1, 1 基本的前提と問題

ヴィラシェクは行為論的にカント哲学を解釈するにあたって、行為に関する概念を種々区別するが、まず第三章を論じるために必要な概念を確認しよう。ヴィラシェクによれば、カントの行為論とは「因果論的」なものであった。人間は自然的な事物である以上、その行為はまず物質一般の因果関係における「働き」としてある。その点では人間の行為も自然的原因 (Ursache) によって因果が説明される。しかし人間の行為はたんに自然的なものではなく、同時に実践的なものとしてある。なぜなら、人間の行為はある目的の概念や行為の格率という理性的根拠 (Grund) によって因果的に説明されるからである。こうした目的や格率の概念による人間の行為の根拠づけは「全体論的 (holistisch)」な傾向をもつ。たとえば目的が幸福であるとしても、その幸福を考慮するためには行為者は「包括的な行為の理想的計画」を念頭に置くことになるのであって、したがって行為者の行為は孤立して根拠づけられず、むしろ「その他の行為の関心もまた属する関係の中の一部」として根拠づけられるのである (S, 251)。こうした目的と手段との関係において生じるのが、傾向性などと比較して「合理的」な行為の格率であって、個々の自然因果ではなく、全体論的な傾向から説明されるこの合理性によって、「個々の傾向性」による自然的な「強制」から人間が独立することになる。それゆえこの合理性によって、人間の行為について「自然的な合法則性と同様に、非自然的な因果関係を想定する可能性が生じる (S, 43)。このような非自然的な因果関係にあるのが「実践的自由」である。すなわち実践的自由とは、「ある人格の全体的に観察可能なふるまいに対する行為と、自然におけるその他の出来事との特殊な相違 (Differenz)」なのである (S, 251f)。こうした合理性の概念は、カントは「経験的心理学」や「人間学」のような経験的理論の中で論じることができると考えるがゆえに、実践的自由は経験的

準においても論じられうる (S, 91)。

しかし、カントは人間の行為にたんに実践的自由を認めるのみならず、それに「超越論的」要素として、自分自身で出来事を始める「自発性」の能力をも認めているのである。それゆえまずここで問題となるのが、超越論的自由と実践的自由との関係である。

## 1, 2 実践的自由と超越論的自由

カントは人間の行為に経験的な水準における実践的自由を考えているが、しかし彼は同時に超越論的自由の概念という「非経験的な要素」(S, 91)をも帰属させている。では、なぜ人間の行為は実践的自由のほかに超越論的自由の因果性をも持たなければならないのか。

実際のところ、実践的自由と超越論的自由との関係については、カントの著作においても矛盾しているかのようにみえる記述がある。まず、カントは「実践的自由は経験によって証明される」(B 830) ことができると述べておきながら、その一方で「超越論的自由の廃棄は同時にあらゆる実践的自由を根絶させてしまうだろう」(B 562) と述べる。つまり実践的自由は経験によって証明されることができるのか、それとも超越論的自由を前提にしてはじめて成り立つのか。まずはこの点に関するヴィラシェクの解釈を見るが、その解釈は次の一言に要約されるだろう。「カントにしたがえば、我々の行為の合理性とは超越論的自由を前提にしているのである」(S, 97)。

そもそも実践的自由が経験的に証明されるというのは、我々が理性をもつことに基づく。理性とは、「かなり隔たった仕方ですら有用ないし有害なものを表象することによって」、「刺激するもの、言い換えれば、感官を直接刺激するもの」だけが人間の意思を規定することを防ぐからである (B 830)。こうした理性の能力は「べし」として表現されるが、それが表現するのは、あることが「決して生起しないとしても」、「生起すべし」であることだという点で、自然因果によるものとはまた別の「強制」である。「こうした理性による特殊な動機付け（『強制』）も、カントによれば『実践的自由』の自然的能力の一部として理解されている」のである (S, 93)。

しかし、理性によって意志が規定されて行為が生じるとしても、そこには二つの可能性がある。一つは、理性によって生じる理性的根拠が行為を生じさせるとしても、その根拠自体は自然的原因によって決定されているというあり方である。この場合の行為者は「実践的な意味では自由」であるが、自分自身で行為を始めるとはみなされない以上、「超越論的な意味では自由ではない」。もう一つは、理性によって生じる理性的根拠自体が因果的に先行する要素を含まずに行為を生じさせる場合である。この場合での理性はあらゆる自然原因から独立しており、その意味で行為者は「超越論的な意味で自由」と見なされる (S, 95)。

ヴィラシェクによれば、人間の行為を理性的根拠という観点からみた場合、そこには超越論的自由の因果性が働いているとみられる。なぜなら、こうした理性的根拠によって生じる行為は「論理的な意味論上 (logisch-semantisch)」の「だから (Weil)」であるからである。たとえば、「私はある特定の傾向性をもち、私が特定の仕方で行うなら、私はその傾向性を満足させることができるのだから (Weil)、その特定の仕方で行うことを正当と見なす」というような事例がある (S, 97)。このときの「だから (Weil)」は自然因果的な説明を許すものではなく、むしろそ

の「だから」という論理的関係において、「傾向性の存在および目的と手段の関係についての命題」という「前提」から「ある結論」が導かれるものである。このときの「だから」とは、自然因果における記述の他に、「もし行為者にとって、彼の傾向性と知識と比較して別のふるまいが『理性的』で根拠づけ可能なものであるものとして現れるなら、その行為者は別様にふるまっていただろう」という別の事態を「構成」するものである (S, 253)。すなわちこの「だから」とは、個々の傾向性についての自然因果的な説明ではなく、むしろ「完全な自発性」によって、「たとえば幸福に関する理念」などの「独自の理念」についての合理的な行為の関係を構成するのである (S, 97)。

理性的根拠がこのような機能を果たしている限り、そこにはたしかに「自発性」という概念が機能している。したがってカントによれば、人間の行為の合理的解釈のためには、「我々の行為の合理性は超越論的自由を前提にしている」ことに注目しなければならない (S, 97)。つまり実践的自由が経験によって証明されるとしても、ある理性的根拠に基づく行為において自発性が機能している点では、「超越論的自由の廃棄は同時にあらゆる実践的自由を根絶させてしまうだろう」というのは正しいのである。

### 1.3 自然における超越論的自由

そこで次に問題となるのは、こうした超越論的自由の因果性は実際にはどのように人間の行為に関して考えられるか、ということである。人間の行為が現象の一部として自然の因果によって説明されている一方で、理性的根拠が因果的な機能を果たすのはどのようにしてか。以上の問題は、行為に関する自然因果と理性的根拠とからの記述の問題として捉えれば、「合理的な行為の根拠づけ (rationale Handlungsbegründung) と因果的な行為の説明 (kausale Handlungserklärung) との関係」の問題であるともいえる (S, 107)。

この問題を解決する際に重要なのが、理性的な行為の根拠づけについての解釈である。ヴィラシェクによれば、「行為の根拠づけは、特にその特殊な完全性と孤立性によって、その他の出来事の因果的な説明から区別される」(ebd.)。そもそも、自然因果における行為の説明においては、「先行する事柄の『奥行き (Tiefe)』は任意に選択される」。たとえば、あるボートの沈没は浸水が生じたことによるものと説明されることもあれば、浸水を引き起こした原因としての粗雑な建造によるものと説明されるかもしれない。こうした自然的な因果の説明において重要なのは、因果の「推移性 (Transitivität)」だけであって、この推移性にしがうなら、「自然因果の説明に対してはいかなる始点も、そしてまたいかなる『第一の始まりも』存在しないことになる (S, 107f)。これに対して、行為の根拠づけにはこうした推移的な因果の説明は妥当しない。人間の行為の根拠づけについては、その「人間の生命の有限性によって、時間的な観点からして先行する根拠への遡行はとにかく限界づけられている」からである (S, 108)。だからもしある意図や目的が別の意図や目的のもとに従属しているとしても、それについては「先行する原因へのただ因果的な、すなわち時間的な遡行は不可能」なのである (ebd.)。つまり行為の根拠づけについては、その系列は必ずいつか終わりに到達する。「したがって、行為の根拠づけは、それが説明

の『第一の始まり』を前提する限りにおいて、自然因果の説明から区別される」(ebd.) のであって、行為の根拠づけとは行為の自然的「説明 (Erklärung)」というよりは、むしろ「記述 (Beschreibung)」または「解釈 (Interpretation)」に関係しているのである (S, 111)。

## 2 第三アンチノミー

根拠づけの観点から人間の行為を超越論的自由に則して解釈するにしても、次に問題となるのは、現象の一部として存在する限り自然的な説明を受ける人間が、どのようにして超越論的自由(自発性)の概念を備えたものとして記述を受けることができるのか、という点に関するものである。すなわち次に明らかにされなければならないのは、「いかにして何かあるものが自然の中での原因でありながら、同時にまた自発性という要因を含んでいることが可能なか」という問題である (S, 112)。ヴィラシェクはこの問題を第三アンチノミーにおける「性格」の概念を手がかりにして扱う。その際にヴィラシェクが依拠するのは「因果性の法則」としての「経験的性格 (empirischer Charakter)」と「英知的性格 (intelligibler Charakter)」の区別である。自由の因果性の法則として考えられるのは英知的性格であるから、問題は結局のところ、人間にはいかにして英知的性格を想定するのが可能なか、という点に帰着する。

### 2, 1 第三アンチノミーの問題点

そもそも第三アンチノミーにおいて何が問題になっているかを見ておこう。カント哲学における現象と物自体という区別からすれば、現象として経験的に我々に現れる対象は、その根底に物自体としての超越論的对象をもつ。ところで、性格とは『人間学』における性格論によれば、「人間の外的なものから内的なものを認識するための方法」としての「区別する目印 (Unterscheidungszeichen)」である (VII 285)。これと類比的に因果性の性格を考えると、因果性の性格とは、何らかの結果についての原因の「外的な」関係ではなく、むしろ「内的な原理」、すなわち「因果性の法則」を区別する目印であるといえる (S, 118)。これを先の現象と物自体との区別と合わせて考えると、次の区別が生じる。すなわち結果として生じる何らかの出来事が、経験的には現象として自然の因果法則にしたがっているようにみえても、内的にはまた物自体として別の法則にしたがっているとも考えられる。カントは前者の場合の因果性を主体の「経験的性格」とよび、後者を「英知的性格」とよぶ (B 567)。経験的性格における主体は自然因果における必然性にしたがうのであるから、もし自由の因果性を考えるとするならば、第三アンチノミーにおける自由論の問題は、最終的にこの英知的性格をいかにして人間に与えるか、という問いに帰着する。

### 2, 2 英知的性格とは何か

ここで重要になってくるのが、そもそも「英知的性格とは何か」という問いである (S, 120)。この問いに答えるために、まずなぜ英知的性格は理性的存在者(人間)に関してのみ考えられるかを確認しよう。カントは「我々は感性界における主体に関してまず経験的性格をもち、… 第二にわれわれはこの主体に対してさらに英知的性格を認めなければならないだろう」と述べる (B

567)。この記述からすれば、すべての感性界における主体に英知的性格が認められなければならないとも理解できるが、自由を認める根拠として働くのが「理性」であったことを思い出すならば、英知的性格が非理性的な存在者としての「無機物的、もしくは動物的に生きる自然」に認められる余地はなく、ただ理性的存在者（人間）にのみ認められることがわかる。

英知的性格として関係するのは、何よりもまず理性の能力である。理性の能力とは「べし」によって表現されるのであったが、この「べし」は感性的な条件に依存せずに自然とは全く別様の強制（必然性）を表現するという点に関していえば、『べし』は経験的な条件から完全に独立している（S, 122）。そしてこの「べし」によって理性は「現象において提示されるようなものの秩序には従わず、むしろ完全な自発性をもって理念にしたがった固有の秩序を作り上げる」（B 576、傍点はヴィラシエク）。そしてこの点において人間の行為を自然因果の説明とは別に記述または解釈するという視点が開かれる。つまり英知的性格とは、単なる「理論的な領域（theoretische Größe）」であって、「それはただ特定の出来事が非経験的な、自発的な原因へと遡行する他には説明されることができない場合に、説明するという目的でのみ導入される」ものである（S, 122f）。重要なのは、英知的性格とはたんに行為の記述という目的に関して導入されるのだから、実際に結果として生じる行為が理性的であるか否かにかかわらず、ただある行為が「直接に理性の力の下にある」（B 584、傍点はヴィラシエク）ということだけが問題になることである。すなわちある主体に英知的性格を考えるためには、その行為者によって「事実的に遂行された行為が理性的であるか否かは全くどちらでもよい」のであって、「ただ自らの意見にしたがって理性的に命令を行うことが可能である」ことが重要であるにすぎない（S, 128）。

したがってここで問題となってくるのが、「いわば経験的な偶然性から純化された行為者の人格性の概念」（S, 128）、すなわち結果としてみられた行為ではなく、行為を結果として引き起こすための「思考法（Denkungsart）」や「心情（Gesinnung）」、または「格率（Maxime）」である。つまり重要なのは個々の結果に関する観察ではなく、むしろある存在者の行為を人格や格率という「全体論的な（holistisch）」観点からみることである（S, 130）。全体論的に見られた場合、個々の行為の決断は、それぞれの状況に関係するのではなく、むしろ人格の「人生全体」に関係するものとなる。こうした関係からすれば、カントの次の主張も理解できるだろう。「別の英知的性格はまた別の経験的性格を与えたかもしれない」（B 584）。すなわち別の英知的性格が与えられたならば、その場合には人間は「別の人間」（S, 144）になるのである。その意味で英知的性格とは他の何かによって与えられることはなく、むしろ人間が全体の人格として「自分自身に与えるもの」（V 98）なのである。

### 3 結論：第三アンチノミーの解決の要素と「否定的な成果」

したがって、第三アンチノミーの解決のためには二つの要素があることがわかる。一つは、「根拠によってある行為の『可能的な英知的原因』となるという事例において、因果的かつ認識論的な秩序関係が働いていること」（S, 143）、すなわち行為が理性的根拠によって生じることが可能であるということである。もう一つの要素は、以上の行為の根拠について「全体論的な関係」が

必要であること、すなわち人間の行為について因果的に働く根拠を、「全体としては現象界の『英知的主体』に数え入れられるような、包括的な英知的性格の構成要素としてのみ」見ることが必要である、ということである (S, 144)。

手段と目的の合理性に基づく理性的根拠と、人格、格率などに関する全体論的観点という以上二つの要素を合わせて、ヴィラシェクが第三アンチノミーの解決のために持ち出すのは「目的論的 (teleologisch)」な解決法である。すなわち「カントにしたがえば、ある目的論的に自然を記述するという可能性において」、自然と自由との「調停」が成立するのである (S, 147)。それはいわば経験的性格と英知的性格とからの行為の記述を、英知的性格において現れた「目的」「格率」「心情」などの概念によってつなぐということを意味するだろう。ヴィラシェクがこのような目的論的な方法を取らざるをえない限り、目的論を論じる『判断力批判』や宗教論を援用せざるをえない。その限りでは『純粹理性の批判』の第三アンチノミー内の議論では自由を論じることができないのであって、そうした事情からして第三アンチノミーにおける自由の行為論的解釈は「否定的な成果に至る」のである。

ヴィラシェク自身は第三アンチノミーに関する自由の概念について否定的な成果しか得られなかったが、なお行為論的に自由の概念を解釈するという可能性を示した点では注目に値するだろう。いずれにせよ、本書は新たな解釈を提供してくれるとともに、カントの自由の概念についてより多角的な視点からの解釈が可能であることを実証してくれるものである。

(みわやすゆき 哲学哲学史・博士後期課程)